

11月は茨城県の 男女共同参画 推進月間です！

問 市民活動課男女共同
参画推進室 ☎内線1631



「男女共同参画」とは、男女が互いに人権を尊重し、女性や男性といった性別に基づいた偏見や固定概念にとらわれることなく、一人ひとりが持っている個性や能力を生かしていこうという考え方です。県では、男女共同参画社会づくり推進の取り組みを強化する月間として、毎年11月を「男女共同参画推進月間」としています。性別に関わらず、誰もが、職場、学校、地域、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のために、私たちにできることは何か、この機会に考えてみませんか？

牛久市では、「牛久市男女共同参画推進条例」に基づき、さまざまな取り組みを行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



11月12日(水)～25日(火)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

～ひとりで悩まず、ご相談ください～

《 性犯罪・性暴力について 》

性暴力に関するチャット相談
キュアタイム
「Cure time」
365日 午後5時～9時



性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ
支援センター
はやくワンストップ

#8891

平日午前9時～午後5時
は女性相談員が対応

性犯罪被害相談電話
「勇気の電話」
(茨城県警察)

ハートさん
#8103

24時間受付

《 配偶者・交際相手からの暴力について 》

DVに関するチャット相談
プラス
DV相談+
365日 正午～午後10時



24時間、メール相談もあり

DV相談ナビ
最寄りの配偶者暴力
相談支援センター

はれれば
#8008

平日午前9時～午後9時
土・日・祝日午前9時～午後5時

男女のための 悩みごと相談

女性、男性が抱える心理的な問題、男性らしさ、女性らしさを要求する社会、性的虐待や暴力、結婚生活等におけるさまざまな問題、悩みごとについて、相談員がご相談に応じます。

【予約制】相談日…毎週月曜日 予約専用電話 ☎873-1099



11月は「秋のこどもまんなか月間」



オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン



オレンジリボンは、こども虐待防止のシンボルマークです。周囲に気にかかる親子を見かけたり、ご自身が子育てに悩んだときには、ひとりで悩まずご連絡ください。ご連絡いただくことが虐待防止の第一歩になります。

【児童虐待とは】

- ◆身体的虐待…殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど
- ◆性的虐待…こどもへの性的行為、性的行為を見せるなど
- ◆ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- ◆心理的虐待…言葉による脅し、無視、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

【体罰等によらない子育てを広げましょう】

しつけは、こどもの人格や才能等を伸ばし、自律した生活を送れるよう社会性を育む行為ですが、何らかの苦痛や不快感をもたらす行為は、どんなに軽いものでも体罰に該当します。

体罰等が繰り返されると、こどもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があり、法律で禁止されています。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

問 こどもの未来応援センター ☎内線1921

【市の相談窓口】

今年4月に「こどもの未来応援センター」が設置されました。妊娠中の方から18歳未満のお子さんのいるご家庭の相談を、来所やお電話等でお受けしています。

◆こどもの未来応援センター直通電話相談専用ダイヤル
☎871-5070 (月～金曜日午前8時30分～午後5時15分※祝日・年末年始除く)

【児童虐待に関する連絡先】

◆児童相談所虐待対応
ダイヤル ☎189
(24時間対応・通話料無料)

◆児童相談所相談専用ダイヤル
☎0120-189-783
(24時間対応・通話料無料)

◆市こどもの未来応援センター
家庭児童相談室 ☎内線1921

◆土浦児童相談所
☎821-4595

◆いばらき虐待ホットライン
☎0293-22-0293 (24時間対応)

◆牛久警察署 ☎871-0110

◆親子のための
相談LINE

こども家庭庁
ホームページ▶

